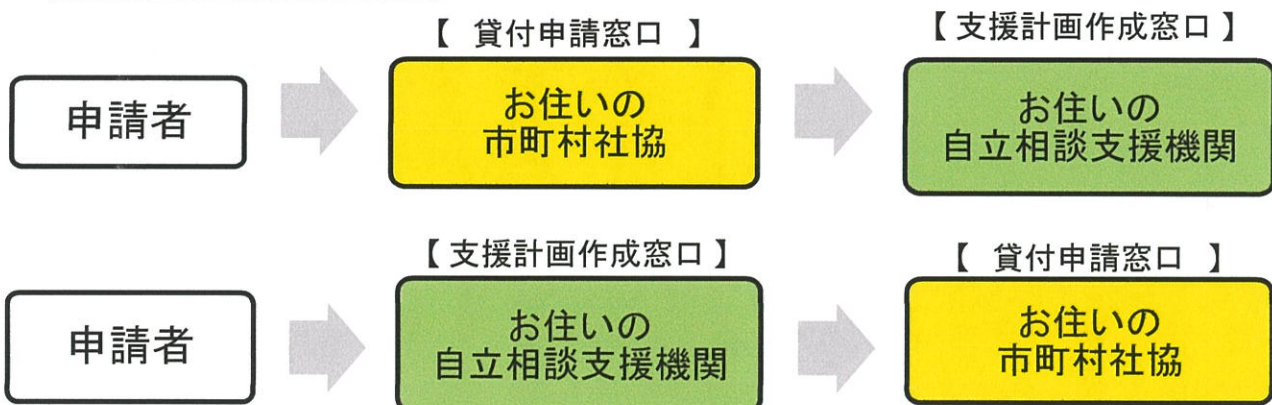


# 総合支援資金（生活支援費）特例貸付 申請の流れ

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し、**生活困窮者自立支援制度の相談支援を受けながら**、生活を立て直す間の生活費を貸付します。

**※緊急小口資金の特例貸付とは申請方法が異なる部分がありますので、ご注意ください！**

1. 貸付の申請窓口は、お住いの市町村社協ですが、総合支援資金の申請には生活困窮者自立支援制度における支援計画等の作成が要件となっているため、必ず、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関にも相談に行く必要があります。  
どちらから先に行かれても構いませんが、両方の窓口に行く必要があります。



2. 総合支援資金の申請にあたっては、申請者の失業の状況や他に利用できる支援制度の確認を行いながら、これからの生活の立て直しに向けた支援計画を立てることが制度上、必須となっています。

**※相談から貸付を決定するまで、時間を要します。**

当面の生活費として緊急な借入が必要な場合は、先に緊急小口資金をご相談ください。

3. 貸付額については、申請者からの相談内容をもとに世帯の状況を踏まえ、**必要額を精査して決定しています**ので、必ずしも申請希望額で決定するものではありません。



新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

## 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

沖縄県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を3月25日より実施しています。

特例貸付の具体的な内容は下記をご覧ください。また、具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、お住まいの市町村社会福祉協議会へお願いします。

### 休業された方向け（緊急小口資金）

赤字は従来の要件を緩和したものの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

#### ■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

#### ■ 貸付上限額

・ 10万円以内

(学校等の休業等の特例 20万円以内)

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

#### ■ 据置期間 1年以内

※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

#### ■ 償還期限 2年以内

※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

#### ■ 貸付利子：無利子

保証人：不要

#### ■ 申込先 市町村社会福祉協議会

### 失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

#### ■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

#### ■ 貸付上限額

・ (2人以上) 月20万円以内

・ (単身) 月15万円以内

貸付期間：原則3月以内

#### ■ 据置期間 1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

#### ■ 償還期限 10年以内

#### ■ 貸付利子：無利子

保証人：不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

#### ■ 申込先 市町村社会福祉協議会

注 原則、生活困窮者自立支援制度による継続的な支援を受けることが要件となります。

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。